

# みなくる 労働相談Q&Aパネル 貸し出しています！

無料

「みなくる」では、労働トラブルの未然予防として、『労働相談Q&Aパネル』を作成して労働に関する様々な啓発活動に取り組んでおります。

身近な労働トラブル事例をQ&A方式でわかりやすく紹介しております。

啓発パネルの貸出しも行っておりますので、ご希望の団体・学校様は、みなくるまでお問合せください。



大学にて



県立図書館にて



高校にて

## 【問合せ先】 鳥取県中小企業労働相談所みなくる

〒680-0847 鳥取市天神町 30-5 鳥取県労働会館内  
TEL 0857-25-3000 FAX 0857-25-3001  
e-mail minakuru@roufuku.jp

みなくるは、鳥取県委託事業として、(一財)鳥取県労働者福祉協議会が管理運営を行っております



# <パネル例> 他にも労働相談Q&Aパネルあり。パネルはB2サイズ(縦 51.5cm、横 72.8cm)。

**Q** 働く条件を口頭で伝えられた。

**A** 働くことが決まったら会社は労働者(アルバイトも含む)に働く条件を書面(労働条件通知書)で明示することが決められています。

「労務の提供」「賃金を支払う」を約束することが**労働契約**です。

**POINT** 口約束はトラブルのもと  
働く条件を書面で確認!

労働基準法など

労働相談はみえくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396

**Q** 閉店後に片付けや明日の準備で、毎日サービス残業。

**A** サービス残業は違法です。

**サービス残業**とは、時間外の労働に対してその賃金が支払われないことをいいます。

時間外や休日、深夜に働かせた場合は、法律で定められた**割増賃金**の支払いが必要になります。

**POINT** 実際に働いた時間を記録しておこう!

**割増賃金率**  
時間外労働 → 25%以上  
休日労働 → 35%以上  
※法定休日に労働した場合の割増率  
深夜労働 → 25%以上  
(午後10時～翌朝5時)

労働相談はみえくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396

**Q** 遅刻をしたら、罰金5,000円と言われた。

**A** 遅刻した時間分の賃金カットはやむを得ませんが、あらかじめ**罰金や違約金を定めて契約することは違法**です。

- 1年以内に退職したら罰金10万円
- 会社に損害を与えたら、20万円支払うこと など違法です。

ただし、親実に労働者の責任により発生した損害について賠償を請求することまで禁止したものではありません。

**POINT** 不当な請求をされたら、早めに専門家にご相談ください。

解約書  
1分でも遅刻したら  
罰金5千円

労働相談はみえくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396

**Q** 仕事が忙しくて休憩が15分しかとれない。

**A** 働く時間に応じて、休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。

**休憩時間のきまり**  
1日の労働時間が  
**6時間を超える場合⇒45分以上**  
**8時間を超える場合⇒60分以上**

**POINT** 休憩時間は疲労回復のための時間です  
お互いに話し合って休憩時間を取りましょう!

**△ こんな休憩時間の与え方はNG**

- お昼休憩に、来客対応や電話応答を命じられる
- 細かい休憩時間のみ (トイレ休憩や数分の昼食時間のみ)

労働相談はみえくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396

**Q** パート、アルバイトには有給休暇がないと言われた。

**A** パートやアルバイトの方も要件を満たせば取ることができます。

**付与要件**  
6か月継続勤務し  
かつ全労働日の8割  
以上出勤している

**付与日数**

継続勤務日数	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
10日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
5日以上	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
3日以上	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日
1日以上	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

**POINT** 事前に取得日を指定して休もう

労働相談はみえくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396

**Q** 上司に自分だけ毎日長時間叱られる。

**A** パワハラの可能性がります。

**POINT** どんな言動があるのか記録し、我慢せず、相談しよう!

労働相談はみえくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396

**Q** 上司にしつこく食事に誘われ、困っている。

**A** 「止めてください」とはっきり相手に伝える。もしくは信頼できる人に相談しよう。

**セクハラ**は、異性からの行為だけでなく、同性や取引先や顧客などの利害関係者からの行為もセクハラになります。

**POINT** セクハラ防止対策は使用者の義務

労働相談はみえくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396

**Q** バイト中に割ってしまったお皿代を給与引きと言われたら?

**A** 弁償費用などを、給与から一方的に差し引くことは、法律で禁止されています。

**給与支払いと弁償費用**の負担は別に考え、まずは**給与を全額受け取りましょう!**

**POINT** 弁償費用について納得できない場合は、専門家に相談しよう!

労働相談はみえくるへ 鳥取 0120-451-783 倉吉 0120-662-390 米子 0120-662-396